

教育委員会定例会議事日程

平成19年11月27日

日程第1 報告第12号

事務の臨時代理の報告（12月補正予算）について（青少年課、スポーツ課）

報告第12号

事務の臨時代理の報告（12月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成19年11月27日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

平成19年12月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項)寄附金 (目)教育費寄附金	1,000	<u>保健体育費寄附金</u> 1,000 保健体育振興費寄付金
合計	1,000	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)社会教育費 (目)青少年対策費	200	<u>一般経費</u> <u>報償費</u> 200 * 青少年の文化・スポーツ振興奨励金				200
(項)保健体育費 (目)保健体育総務費	1,000	<u>スポーツ振興経費(ウォーク大会開催費)</u> <u>負担金補助及び交付金</u> 1,000 * 「城下町おだわらツーデーマーチ」実行委員会負担金(寄付金充当1件)			1,000	
合計	1,200				1,000	200

青少年の文化・スポーツ振興に関する奨励金について

青少年の文化・スポーツ活動の振興を図ることを目的として、市内在住・在学の青少年（保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生）が国、地方公共団体等が行う全国及び国際的な規模の大会等に参加した場合に、青少年の文化・スポーツ活動の振興に関する奨励金交付要綱に基づき奨励金を交付している。

- 1 対象者：市内在住・在学の大学生以下で対象となる大会へ参加する者
- 2 対象大会：国又は地方公共団体等が行う全国及び国際的な規模の大会等
(本市主催の大会を除く)

3 交付金額：

(1) 国内

(1) 個人 5,000円

(2) 団体 30人を上限とし、一人当たりの金額は以下のとおり

- ・ 3人から10人まで 4,000円
- ・ 11人から20人まで 3,000円
- ・ 21人から25人まで 2,000円
- ・ 25人を超える部分 1,000円

(2) 海外

(3) 個人 30,000円

(4) 団体 30人を上限とし、一人当たりの金額は以下のとおり

- ① 3人から10人まで 20,000円
- ② 11人から20人まで 10,000円
- ③ 21人から25人まで 5,000円
- ④ 25人を超える部分 3,000円

4 開始時期：平成16年6月25日施行

平成16年4月1日以降開催の大会から適用

5 その他：

(1) 「社会教育事業の参加者に対する祝い金」と重複して交付できる

(2) 寄付金額の範囲内での事業とする

※平成16年6月に寄付（金額10,000千円）を受領し、寄付者の意向に沿って本制度を施行した。

6 平成19年度交付状況：下表のとおり

H19.11.20 現

区分	件数	人数	支出金額
スポーツ	25件	103人	449,000円
文化	3件	32人	121,000円
合計	28件	135人	570,000円